

令和6年度

礼文町建設技術者就業支援金

募集要領



令和6年4月

<目的>

礼文町に建設技術者として就業しようとするものに対し、支援金を貸与することにより本町における技術者不足の解消を図り、専門的職員の人材確保を図ることを目的とするものです。

<募集内容>

1 対象者

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条に規定する1級又は2級の土木施工管理又は建築施工管理の第2次検定の合格証明書の交付を受けている者
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条に規定する1級建築士又は2級建築士免許証の交付を受けている者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学において国土交通大臣が指定した土木学科又は建築学科を卒業した者
- (4) 前各号のほか、町長が特に必要と認めた者

2 募集人数

2名程度

3 支援金額

- (1) 就業予定期間が2年の者 600,000円
- (2) 就業予定期間が3年の者 1,000,000円

4 支援期間

2年又は3年

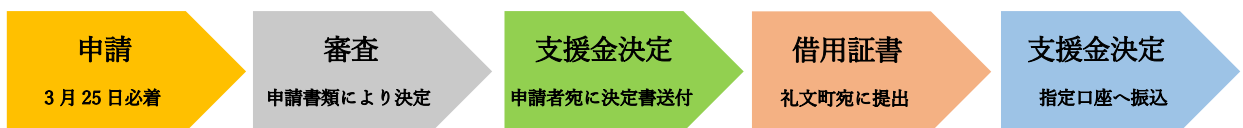
5 貸与時期

借用証書提出後40日以内に指定の口座に振り込みます。

6 貸与決定

申請書類の審査により決定します。

【貸与開始までのフロー図】



7 募集期間

令和6年3月25日(月)まで(土、日、祝日を除く)

※郵送による場合は、3月25日(月)必着のこと。

8 応募方法など

以下の提出書類を礼文町建設課建設係に持参または郵送してください。

(1) 提出書類

- ① 礼文町建設技術者就業支援金貸与申請書(別記第1号様式)
- ② 誓約書(別記第2号様式)
- ③ 申請者の住民票謄本
- ④ 連帯保証人の印鑑登録証明書
- ⑤ 有資格者については合格証明書又は免許証の写し、指定学科を卒業した者については卒業証書の写し
- ⑥ 上記の書類のほか、町長が必要と認める書類

※提出書類の様式等は、町ホームページ(以下の URL 又は QR コードからアクセス)に掲載しています。

<https://www.town.rebun.hokkaido.jp/hotnews/detail/00003088.html>



(2) 保証人

- ① 連帯保証人は2人必要です。
- ② 連帯保証人は独立した生計を営み、修学資金返還の責を負い、かつ届出その他の業務に誠実にこれを履行する者としてします。
- ③ 貸与を受けようとする方が未成年の場合は連帯保証人のうち1人は法定代理人としてください。

(3) 注意事項

- ① 申請にあっては、本要領のほか「礼文町建設技術者就業支援金貸与条例」及び「礼文町建設技術者就業支援金貸与条例施行規則」をよくお読みになり、本制度の内容をご理解の上応募してください。
- ② 申請書などの提出書類は、遺漏のないよう正確に記載してください。
- ③ 提出された個人情報については、この制度以外には使用しません。

9 就業支援金の対象外

次の事由に該当する者は、貸与の対象外となります。

- ① 礼文町建設技術者修学資金貸付条例に基づく修学資金の貸付を受けたことがある建設技術者
- ② 就労あっせん業者を介して就労した者で、紹介料等の支払が生じる者
- ③ 既に支援金の貸与を受けたことがある者

10 就業支援金の返還

支援金の貸与を受けた建設技術者が、貸与を受けた就業予定期間を就業することが困難となった場合には、支援金を返還しなければなりません。

(1)返還額

返還事由に該当したときは、支援金額に未就業期間の月数を就業予定期間の月数で除して得た額とします。

就業期間の計算については、支援金貸与者が建設技術者として就業した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による計算とします。

なお、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職等期間の開始の日の属する月から休職等期間の属する月までの月数を控除したものとします。ただし、休職等期間が終了した月において、休職等期間が開始したときは、その月を1箇月として控除するものとします。

(2)返還方法

- ① 月賦
- ② 半年賦
- ③ 一括払い

(3)返還利息

無利息

(4)返還の免除又は減免

支援金の貸与を受けた者が、次の事由に該当し、事情やむを得ないと認められるときは、償還金の全部若しくは一部を免除することができます。

- ① 貸与を受けた就業予定期間を満了したとき
- ② 業務に従事する就業期間中に、公務に起因する事故及び心身の故障のため辞職又は死亡したとき

<お問合せ先・書類提出先>

礼文町建設課建設係

〒097-1201 北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地の 5

電話 0163-86-1001 FAX 0163-86-1007

メールアドレス：doboku@town.rebun.hokkaido.jp